

# 休眠預金等活用法に係る規定

## 1. (対象預金)

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、別段預金、期日指定定期預金、スーパー定期(自由金利型定期預金M型)、大口定期(自由金利型定期預金)、変動金利定期預金、フリー定期預金、プラン積立定期預金、積立定期預金、定期積金、総合口座取引

## 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 第1条の預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到着した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、当該通知が発した日(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日)に限り、この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
    - A. 異動事由(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
    - B. 当行が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、当該通知が発した日(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日)に限り、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
    - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続が終了した日
    - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、) 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
    - ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等
    - ⑦ フリー定期預金規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等
    - ⑧ 通帳式定期預金(定期預金通帳)に係る他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

## 3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事項(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

## 4. (フリー定期預金に係る預金の最終異動日等)

フリー定期預金における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事項(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

## 5. (通帳式定期預金に係る預金の最終異動日等)

通帳式定期預金(定期預金通帳)における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事項(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

## 6. 休眠預金代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代って第3項による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## 7. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

(2020.4改)